

理由説明書

京都市では、これまで都市計画道路の整備を着実に進めてきたが、財政上の制約や急速な都市化の進展に伴う合意形成の困難等から、計画決定後 100 年近く経っても未整備の都市計画道路が残っている状況である。

都市計画道路の整備予定地では、将来の道路整備に備えて都市計画法に基づく建築規制が掛かっており、土地利用計画に支障が出ている場合もあることから、社会情勢等の変化を踏まえた適時、適切な都市計画の見直しが求められている。

このため、京都市では、平成 14 年及び平成 23 年に全市的な都市計画道路の見直しを実施しており、この度 3 回目の見直しを実施するものである。

本都市計画の見直しは、人口減少や少子高齢化、既存インフラの老朽化への適切な対応といった社会情勢を踏まえ、道路整備によるまちづくりや都市機能の向上への貢献の観点から整備優先度を設定したうえで、今後想定される財政状況を考慮し、道路整備が完了するまでの期間が概ね 100 年を超えると想定される未整備の都市計画道路を廃止する方針の下、都市計画を変更するものである。